

安芸高田市議会議員一般選挙のお知らせ

11月10日(日)告示

11月17日(日)投票・開票の予定です。
(期日前投票 11月11日(月)～16日(土))

1 投票所と投票所の閉鎖時刻

投票の開始時刻は午前7時からです。閉鎖時刻は、一部を除き午後6時までです。

11月5日から8日までに配達される予定の投票所入場券に記載されている投票所と時刻をご確認いただき、投票の際は投票所入場券をご持参ください。

| 投票区 | 投票所施設 | 閉鎖時刻 |
|-------|------------------------------|------|
| 吉田第1 | 丹比西コミュニティ集会所 | 午後6時 |
| 吉田第2 | 吉田生活改善センター | 午後6時 |
| 吉田第3 | 印内集会所 | 午後5時 |
| 吉田第4 | 安芸高田市民文化センター(クリスタルアージュ2階) | 午後6時 |
| 吉田第5 | 可愛振興センター | 午後6時 |
| 吉田第6 | 吉田中学校屋内運動場 | 午後6時 |
| 吉田第7 | 竹原中央会館 | 午後6時 |
| 吉田第8 | 郷野地区コミュニティ集会所 | 午後6時 |
| 八千代第1 | 日韓友好親善刈田地域まちづくりセンター | 午後6時 |
| 八千代第2 | 安芸高田市八千代支所 | 午後6時 |
| 八千代第3 | ※下根集会所 | 午後6時 |
| 八千代第4 | 上根集会所 | 午後6時 |
| 美土里第1 | 横田地域活動拠点施設(美土里高齢者コミュニティセンター) | 午後6時 |
| 美土里第2 | 安芸高田市美土里支所 | 午後6時 |
| 美土里第3 | 北地域活動拠点施設(北振興会館) | 午後6時 |
| 美土里第4 | 生田集会所 | 午後6時 |
| 美土里第5 | 智教寺老人集会所 | 午後4時 |
| 高宮第1 | エコミュージアム川根 | 午後6時 |
| 高宮第2 | 下佐コミュニティセンター | 午後6時 |
| 高宮第3 | 船木ゆめ広場 | 午後6時 |
| 高宮第4 | 安芸高田市高宮支所 | 午後6時 |
| 高宮第5 | 来原コミュニティセンター(プラタナス) | 午後6時 |

| 投票区 | 投票所施設 | 閉鎖時刻 |
|------|--------------------|------|
| 甲田第1 | 小原中央集会所 | 午後6時 |
| 甲田第2 | 安芸高田市甲田支所 | 午後6時 |
| 甲田第3 | 甲田第五分団消防格納庫 | 午後6時 |
| 甲田第4 | 浅塚集会所 | 午後6時 |
| 甲田第5 | 甲立地域交流センター(甲田小学校隣) | 午後6時 |
| 甲田第6 | 深瀬コミュニティ会館 | 午後6時 |
| 向原第1 | 安芸高田市向原支所 | 午後6時 |
| 向原第2 | 向原戸島地区生活改善センター | 午後6時 |
| 向原第3 | ふれあいプラザ長田 | 午後6時 |
| 向原第4 | ふれあいプラザ坂 | 午後6時 |
| 向原第5 | ※向原保垣地区生活改善センター | 午後6時 |

※今回の選挙から、**八千代第3投票所**と**向原第5投票所**の施設を変更していますのでご注意ください。

2 期日前投票制度

投票日当日に仕事や用務がある場合、選挙期日の前でも投票することができます。

投票手順：①受付→②宣誓書へ記入→③投票（なるべく投票所入場券を持ってきてください。）

(1) 期日前投票を行うことができる者

選挙期日（2024年11月17日）に、仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭等の用務があるなど一定の事由に該当すると見込まれる方で、期日前投票日において18歳に達した有権者。（選挙期日までには18歳に達するが、都合により18歳に達する前に投票をしなければならない場合は、「不在者投票」をしてください。）

(2) 対象となる投票

名簿登録地の市区町村で行う投票（病院などの不在者投票指定施設で行う投票は、不在者投票です。）

(3) 期日前投票の場所等（いずれの期日前投票所でも投票ができます。）

| 期日前投票所 | 期間・時間 |
|-------------------------------|-------------------------------------|
| 安芸高田市民文化センター (クリスタルアージュ1階) | 11月11日(月)～16日(土) ※午前8時30分～午後8時まで |
| 安芸高田市八千代支所 | |
| 安芸高田市美土里支所 | |
| 安芸高田市高宮支所 | |
| 安芸高田市甲田支所 | |
| 安芸高田市向原支所 | |

※期日前投票の後、転出や死亡等の事由が発生して選挙権を失っても、有効な投票として取り扱われます。

※お太助ワゴンは、**月曜日から金曜日の運行**ですので、お太助ワゴンを利用して期日前投票をされる方はご注意ください。

3 不在者投票制度

(1) 指定施設での不在者投票

都道府県の選挙管理委員会が指定した病院や老人ホーム、身体障害者支援施設など法令で定められた施設に入院、入所中の有権者は、指定施設での不在者投票ができます。

| | |
|----------|------------------------------------|
| 不在者投票の場所 | 入院・入所している指定病院又は指定老人ホーム等 |
| 投票期間 | 11月11日(月)～16日(土) |
| 投票時間 | その施設の不在者投票管理者にお問い合わせください。 |
| 投票手続 | 選挙管理委員会又はその施設の不在者投票管理者にお問い合わせください。 |

(2) 他市区町村での不在者投票

出張などで、安芸高田市以外の市区町村に滞在している有権者は、その滞在先の選挙管理委員会では不在者投票ができます。

| | |
|--------------|--|
| 不在者投票用紙等の請求先 | 安芸高田市選挙管理委員会 (〒731-0592 広島県安芸高田市吉田町吉田791番地) |
| 請求に必要な書類 | 不在者投票宣誓書兼請求書(郵送可・FAX不可) (詳細は当該選挙管理委員会に確認してください。) |
| 請求できる期間 | 選挙期日の告示日より前からでも請求できますが、投票用紙・封筒等の発送は、告示日の前日以降です。 |
| 投票の記載場所 | 滞在先の市区町村の選挙管理委員会(事前に、その選挙管理委員会へ場所や投票時間を確認してください。) |
| 投票手続 | 安芸高田市選挙管理委員会から郵便によって交付された不在者投票証明書・投票用紙・不在者投票用封筒を持って、滞在先の市区町村の選挙管理委員会へ行き、滞在先の選挙管理委員会の指示に従って投票します。 |
| 投票期間と投票できる時間 | 選挙期日の告示日の翌日(11月11日)から選挙期日の前日(11月16日)までの内、滞在先の選挙管理委員会の執務時間内。 (投票しようとする滞在先の選挙管理委員会に、事前に確認してください。選挙期日に、投票所が閉まる時刻までに投票所へ届かなくてはなりませんから、できるだけ早く投票してください。) |

(3) 郵便等による不在者投票

身体障害者手帳・戦傷病者手帳・介護保険の被保険者証をお持ちの有権者の内、障害等の程度により、郵便等による不在者投票ができます。

(「郵便等投票証明書」の交付を受けている人に限ります。)

| | |
|--------------|---|
| 不在者投票用紙等の請求先 | 安芸高田市選挙管理委員会 (〒731-0592 安芸高田市吉田町吉田791番地) |
| 請求に必要な書類 | ①本人が署名した請求書(代理記載制度の認定を受けていない場合) ②郵便等投票証明書 |
| 請求できる期間 | 11月13日(選挙期日の4日前)まで 選挙期日の告示日より前から請求できますが、投票用紙・封筒等の発送は、告示日の前日以降です。 |

| | |
|---------|--|
| 投票の記載場所 | 自宅等の現在いる場所 |
| 投票手続 | 投票用紙・封筒等とあわせて、選挙管理委員会から投票方法の説明文をお送りします。 |
| 投票期間 | 選挙期日の告示日の翌日（11月11日）から選挙期日の前日（11月16日）まで （選挙期日に、投票所が閉まる時刻までに投票所へ届かなくてはなりませんから、できるだけ早く投票してください。） |

郵便等による不在者投票ができる障害等の程度

| 手帳等の種類 | 障害等の程度 | |
|------------|-----------------------------|-----------|
| 身体障害者手帳 | 両下肢・体幹・移動機能障害 | 1級か2級 |
| | 心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害 | 1級か3級 |
| | 免疫・肝臓の障害 | 1級～3級 |
| 戦傷病者手帳 | 両下肢・体幹の障害 | 特別項症～第2項症 |
| | 心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障害 | 特別項症～第3項症 |
| 介護保険の被保険者証 | 要介護状態区分 | 要介護5 |

郵便等による不在者投票における代理記載制度の対象者

投票用紙への記載や手続きに必要な署名は、選挙人本人の直筆でなければなりません。しかし、郵便等による不在者投票をすることができる選挙人で、障害の程度が次に該当し、自ら投票の記載をすることができない人は、あらかじめ市の選挙管理委員会の委員長に届け出た者（選挙権を有する者に限る。）に代理記載させることができます。

| | | |
|--|----------|-------------|
| 身体障害者手帳 | 上肢・視覚の障害 | 1級 |
| 戦傷病者手帳 | 上肢・視覚の障害 | 特別項症～第2項症 等 |
| これ以外の方は、投票及び手続きに必要な署名を選挙人自らが直筆で記載しなければなりません。 | | |

(4) 安芸高田市選挙管理委員会での不在者投票

選挙当日までには18歳に達するものの、都合により18歳に達する前に投票をする場合は、安芸高田市選挙管理委員会での不在者投票ができます。

| | |
|----------|--|
| 不在者投票の場所 | 安芸高田市役所（本庁）選挙管理委員会事務局 （支所や期日前投票所では受付をしていません。） |
| 投票期間 | 選挙期日の告示日の翌日（11月11日）から 選挙期日の前日（11月16日）まで |
| 投票時間 | 午前8時30分～午後8時まで |
| 投票手続 | 職員が説明します。なるべく投票所入場券を持ってきてください。 |

4 選挙権

今回の選挙で投票ができる人の要件は、次のとおりです。

①日本国民であること。

②選挙期日に18歳以上に到達していること。

今回の選挙の場合は、2006年（平成18）年11月18日以前に生まれた人です。

ただし、期日前投票を行う場合は、その投票を行う日に18歳以上に達していなければなりません。選挙当日までには18歳に達するが、都合により18歳に達する前に投票をしなければならない場合は、安芸高田市役所本庁で「不在者投票」をしてください。

③安芸高田市に2024年8月9日以前から引き続いて住民登録されていること。

今回の選挙では、市外に転出すると選挙権がなくなります。投票所入場券が届いた後であっても、転出した場合は今回の選挙の選挙権を失います。

④法の定めにより選挙権を停止されていないこと。

選挙人名簿に登録されている人であっても、法の定めによって選挙権を停止されている人は、投票できません。

5 選挙公報の配布

選挙公報は新聞折込で11月15日に配布します。

選挙公報とは、候補者の氏名や政党等の名称、政見等を掲載した文書で、その選挙の管理執行機関が発行するものです。（注：無投票のときは、発行しません。）

11月14日頃から市役所本庁及び各支所に配置し、市のホームページに掲載します。

新聞を購読されていない方や、新聞折込が入らない地域の方へは、選挙公報を郵送で送付します。送付先を事前に選挙管理委員会または最寄りの支所へご連絡ください。

6 開票

日時 11月17日（日）午後8時から

場所 安芸高田市民文化センター2階文化ホール

7 選挙運動

（1）選挙運動と政治活動

政治上の目的をもって行われる一切の活動が政治活動とされています。

広い意味では選挙運動も政治活動の一部ですが、公職選挙法では選挙運動と政治活動を理論的に区別しており、それらを定義づけると次のように解釈できます。

| | |
|------|---|
| 選挙運動 | 特定の選挙において、特定の候補者の当選をはかること又は当選させないことを目的として、選挙人に働きかける行為。 |
| 政治活動 | 政治上の主義、主張、若しくは施策を推進し、支持し、若しくはこれに反対する事を目的として行われる直接又は間接の行為の内、選挙運動にわたる行為を除外した行為。 |

後援会の結成やその加入文書等は政治活動として認められていますが、時期・場所・内容・その他その方法いかんによっては、禁止される選挙運動と認められる場合があります。

(2) 選挙運動ができる期間

選挙運動は、告示日に立候補届が受理された時から選挙が行われる日の前日まですることができます。

それ以外の期間、たとえば、立候補の届出前に特定の候補者への投票を依頼する行為は、事前運動として禁止されています。また、投票日当日に特定の候補者への投票を依頼する行為も禁止されています。

(3) 選挙運動が禁止されている人

選挙運動は基本的には誰でもできますが、その人の立場や地位によって、選挙運動ができない人たちもいます。これは、選挙でその人の地位や、仕事上での影響力などを考えて、禁止や制限などを設けることによって、選挙の公正性を確保しようとするためです。

| |
|---|
| ○選挙運動が禁止されている人 |
| 1 選挙事務の関係者 投票管理者、開票管理者、選挙長 |
| 2 特定公務員 選挙管理委員会の委員と職員、裁判官、検察官、会計検査官、 公安委員会の委員、警察官、収税官吏及び徴税の吏員 |
| 3 満18歳未満の者（労務に従事することは禁止されていません。） |
| 4 選挙犯罪を犯したため、選挙権及び被選挙権を持たない人 |
| ○地位を利用しての選挙運動が禁止されている人 |
| 1 国家公務員・地方公務員（一般職・特別職にかかわらず）又は特定独立行政法人の役員及び職員 |
| 2 学校及び幼保連携型認定こども園の長及び教員 （専修学校、各種学校は含まれません。） |

(4) 一般の人ができる選挙運動

上記の選挙運動ができない人を除く一般の人ができる運動として次のようなものがあります。ただし、選挙運動期間中（立候補届出から選挙期日の前日まで）に限ります。

| |
|--|
| 1 個々面接 戸別訪問は禁止されていますが、路上やバスの車中などでたまたま出会った知人に対して、その機会を利用して投票を依頼することはできます。 |
| 2 電話による投票依頼 電話で投票を依頼することは差支えありません。 |
| 3 「選挙運動用通常はがき」を候補者からもらって、友人や知人に出して投票を依頼することができます（必ず郵便局の窓口に出すこと。直接渡すことは違反になります。）。このとき、「選挙用」の表示のないものは使えません。また、宛名を書くときは、複数の人に回覧されるような「×× 御中」・「御一同様」としてはいけません。 |
| 4 運動用ポスター等に推薦人として名を連ねることはできます。 |
| 5 個人演説会で演説したり、街頭演説などで応援弁士をすることはできます。 |
| 6 ウェブサイト等を利用した選挙運動はできますが、電子メールを利用した選挙運動はできません。 |

(5) 候補者が行う選挙運動

公職選挙法により認められた候補者が行う選挙運動の主なものは次のとおりです。

| | |
|--------------------------------|--|
| • 選挙運動用通常はがき | • 新聞広告 |
| • ポスター掲示場へのポスターの掲示 | • 選挙公報 |
| • 個人演説会 | • 選挙事務所の設置 |
| • 街頭演説 (午前 8 時～午後 8 時に限られる) | • 選挙運動用自動車の使用 (連呼は午前 8 時～午後 8 時に限られる) |
| • 選挙用ビラの頒布 | • ウェブサイト等や電子メール |

(6) 禁止される選挙運動

次のような行為は禁止されています。

| | |
|----------|---|
| 戸別訪問 | 誰であっても、特定の候補者に投票してもらうことを目的に、住居や会社、商店などを戸別に訪問することはできません。また、特定の候補者名や演説会の開催について戸別に言い歩くこともできません。 |
| 飲食物の提供 | 誰であっても、選挙運動に関して飲食物を提供することはできません。ただし、お茶や通常用いられる程度のお茶菓子や果物は除かれています。また、選挙運動員に渡す弁当は一定の基準で提供することができます。 |
| 買収及び利害誘導 | 特定の候補者に投票するように、選挙人又は選挙運動員に対し、金銭、物品その他の財産上の利益若しくは公私の職務の供与及び供応接待又は利害誘導することはできません。また、供与及び供応接待を受け又は利害誘導に応じることはできません。 これらの行為は、選挙犯罪のうちではもっとも悪質なものであり、法律できびしい罰則が定められています。候補者はもちろん、選挙運動の責任者などが処罰された場合、候補者の当選が無効になることもあります。 |
| 選挙妨害 | 候補者についてデマをとばしたり、候補者、選挙人、選挙運動員をおどしたり、演説、集会、交通等を妨害したり、選挙用のポスターを破ったりして、選挙の自由を妨げると処罰されます。 |
| 署名運動 | 誰であっても、特定の候補者に投票をするように、又は投票しないようにすることを目的として選挙人に対し署名運動をすることはできません。 |
| 人気投票の公表 | 誰であっても、公職に就くべき者を予想する人気投票の経過、又は結果を公表することはできません。 |
| 氣勢を張る行為 | 選挙人の耳目を集めるために、自動車を連ねたり、隊列を組んで往来したりすることなどは、禁止されています。 |

8 寄付等の禁止

公職の候補者等（候補者、候補者になろうとする者及び現に公職にある者）には、次のような禁止事項があります。一般的には当たり前のように行っている行為であっても、候補者等には禁止されているものがあります。一般有権者も良く理解しておきましょう。

(1) 候補者等の寄付は禁止

候補者等が選挙区内にある者に対して寄付をすること（政党や親族に対するもの及び政治教育集会に関する必要やむを得ない実費の補償は除かれます。）は、いかなる名義をもってするものであっても禁止されています。さらに、次のものを除きすべて処罰の対象となります。

- ①政治家等本人が自ら出席する結婚披露宴における祝儀
- ②政治家等本人が自ら出席する葬式や通夜における香典

(①や②であっても、選挙に関してなされた場合や通常一般の社交の程度を超えている場合は処罰の対象となります。)

また、公職の候補者等の後援団体が選挙区内の人たちに対し寄付をすることも、同様に禁止されています。

禁止される公職の候補者等の寄付の例は、次のとおりです。

| | |
|-------------------------|------------------------|
| • 病気見舞い | • お祭りへの寄付や差し入れ |
| • お中元やお歳暮 | • 葬式の花輪、供花 |
| • 地域の行事やスポーツ大会への寄付や差し入れ | • 秘書等が代理で出席する場合の結婚祝や香典 |

(2) 候補者等に寄付を求めることも禁止

住民（選挙権の有無は関係ありません。）は、政治家等に対して寄付を出すように勧誘や要求をすることは禁止されています。

(3) 候補者等が年賀状などのあいさつ状を出すことは禁止

候補者等は、選挙区内にある者に対し、答礼のための自筆のものを除き、年賀状、暑中見舞い状などのあいさつ状（電報なども含みます。）を出すことが禁止されています。

禁止される行為には、次のものがあります。

| | |
|-------------------|---|
| 時候のあいさつ状 | 公職の候補者等は、選挙区内の者に、年賀状や暑中見舞状などの時候のあいさつ状を出すことは禁止されています。ただし、答礼のための自筆によるものは禁止されていません。 |
| あいさつを目的とする有料広告 | 公職の候補者等や後援団体（いわゆる後援会）は、選挙区内にある者に対し、あいさつを目的とする広告を有料で新聞や雑誌に掲載したり、テレビやラジオで放送したりすることはできません。 なお、公職の候補者等や後援団体に対し、あいさつを目的とする有料の広告を求めることも禁止されています。 |
| 選挙が行われた日以後のあいさつ行為 | 誰であっても、選挙が行われた日以後において、当選又は落選に関し選挙人にあいさつする目的をもって、戸別訪問をしたり、文書図画を頒布し又は掲示することはできません。 また、当選祝賀会を開いたり、自動車で隊伍を組んで氣勢を張ることも禁止されています。 |

選挙についてのお問い合わせは、
市役所内の安芸高田市選挙管理委員会事務局へ
電話・お太助フォン 0826-42-1136（選挙管理委員会）
0826-42-2111（市役所代表）
e-mail：senkyo@city.akitakata.jp